

令和8年宮城県春の交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱



～ 交 通 ル ー ル 守 る あ な た が 守 ら れ る ～

第1 目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域、職域における道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

第3 主催

宮城県交通安全対策協議会

第4 運動重点【全国重点】

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第5 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化（例えば、認知機能の低

- 下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (1) 「ながらスマホ」の根絶
- ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がいなかった状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- (3) 飲酒運転等の根絶
- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という社会環境を醸成し、飲酒運転を根絶するための交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等の推進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- ウ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (4) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止対策
- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (6) 高齢運転者の交通事故防止対策
- ア 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポカーS）の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者やその家族等に対する安全運転相談窓口及び安全運転相談ダイヤル（＃8080）の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- (7) 外国人運転者の交通事故防止対策
- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ウ 日本語学校や外国人コミュニティー等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進
- (8) 二輪車運転者に対する広報啓発
- ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及びあごひもは緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進

オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ タ暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備とTSマーク制度の普及を促す取組の推進

オ 「自転車安全利用条例」により義務化されている自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の促進

第6 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着し、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

- 1 宮城県交通安全対策協議会を構成する機関・団体（以下「主催機関・団体」という。）は、相互間ではもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- 2 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の

視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の活用等の諸活動を展開し、又は支援する。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人や在留外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組をさらに推進する。

- 3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、ポスター・チラシ、広報車等、各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図る。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開する。
- 4 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
- 5 県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行う。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努める。
 - (1) 地域、家庭等における活動
 - ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
 - イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
 - ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
 - エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
 - オ 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
 - カ 地域の交通安全活動に、当該地域の外国人コミュニティや居住・勤務する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進
 - (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動
 - ア こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
 - イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (3) 中学校、高等学校、大学等における活動
 - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導
 - イ 地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (4) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導
 - イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
 - (5) 職域における活動
 - ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転・違法薬物を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - ウ 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
 - エ 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - オ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動等への参加促進
 - カ 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
 - キ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - ク 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ケ 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底